



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	越後地主と北越殖民社 II
Author(s)	山本, 敏
Citation	季刊農業経営研究, 2, 83-88
Issue Date	1956-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36249
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_83-88.pdf



越後地主と北越殖民社 II

——「北海道地主」考察の一齣——

山 本 敏

6 小作料の代金納から金納化へ

入植に当たつての規定は、「前条小作地ハ某ニ於テ之ヲ小作シ、四年目ヨリ毎年小作料、大豆、小豆、小麦ノ現品ヲ取ムヘシ、小作料ハ双談ノ上隣地の比較ヲ以テ之ヲ定ム……」(独立移民契約書)とあるが、現物納の事例は見られない。土地生産力の多寡によつて小作地を5等級に区分し、「小作額ヲ一定ノ現物ヲ以テ決定シ置キ、其ノ納入ニ当リ之ヲ代金ニ換算シ、金銭ヲ以テ小作料ノ支払ヲナシ……小作料トシテ必ズ金銭ヲ以テ納入スルコトヲ要スルモ、契約上ハ其金額ヲ一定シ置カズ、米何石又ハ麦何石ト言フ如ク、生産物(現物)ノ一定数ヲ定メ置キ、契約又ハ慣習上定マレル換算方法ニ従ヒ、其金額ヲ定メ、之ヲ小作料トシテ納入スル」こととした。すなわち、北越殖民社の小作料納入は代金納形態を採つたのである。郷里の無産農民への授産という小作人保護の意欲と、会社としての企業との折衷点が、殖民社をしてこのような過度的地代としての代金納制を採らしめたのであろう。

このことはまた一面、小作農民をいち早く交換経済に参加させ、販売作物栽植を拡大するという殖民社の当初の要請にも応えるものであつた。「野幌開墾ハ新地ニシテ玉蜀黍、蕎麦、大根、大小豆ノ外不作ナラン……」とあるごとく、作付作物は大体以上のものに限られていた。燕麦は他の麦類に比べて収穫多く、作況の変動も比較的少くて、とくに泥炭地の多い野幌では安全性も高く労力も少くて済むので、移民に歓迎されたが、これは亦陸軍の馬糧としての購入品であつたことも勘考しなければならない。大小豆の作付面積が最も多かつたのは、販売に最も有

利だつたからであらう。1891年3月、江別外2ヶ村戸長役場から特有作物(工芸作物)栽培の勧告状が北越殖民社に送られた。これは、北海道製麻株式会社の設立を見るに及び、「近年札幌地方ハ工業起リ、商業開ケ、農産物消流ノ道漸ク疎通シ」、「農家ノ基本ヲシテ強固ナラシムルハ実ニ緊要ナルガ故ニ」、「特有作物(工芸作物)ヲ栽培」せしめ、製麻、製糖会社への原料供給の道を拓かんとしたものであつた。ともかく、この勧告によつて亜麻栽培は急速に増大した。このように販売作物への作付転換が行われたのは、早くから商品生産の過程に入つていたことを意味する。それ故に「自然経済を基礎とせる現物地代」制を採らず、而も尚完全には貨幣経済化してはなかつた当時としては、「代金納」制に最も合理的な妥結点を見出していたのであろう。

その後の合資会社北越殖民社小作規定第五条には、「小作料ハ三ヶ年毎ニ改正ス、但シ耕地ノ比較、物価ノ高低ニヨリ増減スルモノトス」とあるが、1911年には公租公課の増大、附近農場の小作料高騰、農産物価格の騰貴等を理由として小作料の改訂が行われた。而もこの際、従來の代金納制を廃して金納制となり、一層近代化した形を採つた。この時改められた小作料率は次の通りである。

土地等級	1等	2等	3等	4等	5等	6等
小作料	円 —	円 1.20	円 1.08	円 .98	円 .90	円 .84

さらに1919年に到り、「諸物価ノ騰貴、通貨ノ膨脹ニ比シ、或ハ左ノ額ハ低廉ナルガ如キ感ナキニ非ザレドモ、過重ノ負担ハ農家経済ヲ攪

乱シ、農村ノ發達ヲ阻害スルガ如キ感ナキニ非ザルニ依³⁾つて、次の如く変更した。

1 等地	2 等地	3 等地	4 等地	5 等地	等外地
円	円	円	円	円	円
3.70	3.00	2.50	2.30	2.00	1.80

この小作料率は、今次農地改革による解放迄、遂に変更されることなく継続してきた。

斯様にして小作料の貨幣化、金納化は、殖民社と小作人との間に当初から存在した封建的紐帯を揚棄する方向に作用した。しかしまた同時に、「過重ナ負担ハ農家經濟ヲ攪乱シ」健全な農家經濟の發達を阻害するものとして、1919 年以後最後まで遂に小作料改訂を行わなかつた。「温情地主」の性格も見逃すことは出来ない。

- 1) 関矢孫左衛門「北征日乗」
- 2) 北越殖民株式会社小作規定第 6 条
- 3) 1919 年、「北越殖民社營業報告」

7 資本家的農場経営の試み

北越殖民社の初期の事業の中で注目すべきものは、樺戸集治監用地（樺戸郡月形村知来乙）の払下げを受け、さらに附属諸建築物、洋式農具の貸与を受けて、資本家的大農経営を試みたことである。

知来乙農場は、樺戸集治監用成墾地 240 町歩余の代金 6,000 円を 3 年据置以後 10 ヶ年賦で払下げを受け、さらに洋式大農具一切と附属建築物並に馬 50 余頭の払下げを受けて始められた。しかしながら、該地が樹根多くして大農具に適せず、耕種作業が混乱して収穫前に契約労働者たちの帰国要請に遇い、加うるに農場の火災によつて貯蔵大麻を消失したので、北越殖民社の直轄経営は僅か 1 年で終焉した。1888 年(明21)以後は、社員笠原文平の引受地となり、移住者を入植せしめ、1890 年にはその全部が小作経営となつた。その間の経緯は、次の収支表が之を明らかに物語っている。

1888 年(明 21) 以後は小作経営を主とするのであるが、移住費貸与の額が嵩んでいたのも、この表によつて知り得るごとく、尚収支赤字となつていた。

この時期、すなわち「北海道土地払下規則」

年次	収 入	支 出	補助金	差 引
1887 年	円 4,285.711	円 7,614.2155	円 —	円 (←) 3,328.644
1888	円 1,200.542	円 7,674.8005	円 —	円 (←) 6,474.267
1889	円 1,728.115	円 5,224.0404	円 —	円 (←) 3,495.929
1890	円 1,395.764	円 4,936.7740	円 2,700.00	円 (←) 841.010
1891	円 1,365.760	円 1,661.0040	円 —	円 (←) 295.244

の出た 1886 年(明 19) から、「国有未開地処分法」の公布された 1897 年(明 30)までの 11 年間においては、10 万坪以上の大地積の貸下がそれより以前の 15 年間の約 2 倍に増えている。とくに日清戦争を始めた 1894 年以降に急増した。この間に設立された大農場には、組合華族農場及びその後をうけた蜂須賀、戸田兩農場、橋口農場、犬養毅貸付地、前田、松平、京極等の華族農場と並んで沢沢喜作(栄一の弟)、近藤廉平(日本郵船社長)、金原明善(金原銀行頭取)、高島嘉右衛門(北海道炭鉄鉱道会社々長)等の大地主の名前が見える。すなわち、この場合の華族には明治 10 年代におけるような士族授産的な意味を考えるよりも、他のブルジョア地主たちと並んで、北海道の開拓に進出した「資本」として考えるべきであろう。これらの「資本」は一応、賃労働者を結びつけて、資本主義的な大農経営の方向を志向した。

この際、大農経営成立のための客観条件として、兌換制と銀行制度の確立により、とくに本道に於いては北海道拓殖銀行の設立によつて、土地投資に対する低利資金が豊富となつたこと、道内に於ける交通機関の發達によつて有利な農産物市場が造り出され、農産物価格が騰貴したこと、及び土地収奪の過程を通じて農民たちは依然として窮乏化の道を進っており、安価な労働給源として存在していたことを挙げられるであろう。とくに、安価な労働力を不断に必要としたことは、札幌製糖会社¹⁾が空知監獄署の囚徒を借りて直営農場を設けた事例とともに、北越殖民社の知来乙農場が之を例証している。

これら大農経営が、北海道庁の奨励にもかかわらず、遂に成功し得なかつた原因を、「機械の使用による新生産方法が、現実の社会経済事情とマッチしえなかつた点と、技術の低位性とに帰すべき⁴⁾」であるかどうか。われわれはむしろ、

北越殖民社知来乙農場もその例外ではなかつた如く、資本家の大農経営を試みた殆どすべての大土地所有が、数年を出ずして悉く小作農場制に切換えてしまった歴史的経過の中から、当時の地主資本にとっては「資本主義的農場経営よりも半封建的小作農場制の方がより有利であつた」、あるいは「当時北海道の開拓に進出してきた『資本』にとっては、内地の半封建的な小作制度によつて規定された小作農場制の上に安住することの方が安易であつた」という端的な表現を採る。

扱、知来乙農場の失敗に加えて、大橋一蔵の急死による出資者たちの不安は、北越殖民社解散の危機を招来したが、懇望された関矢孫左衛門が北魚沼郡長の職を抛つて現地の責任者となり、笠原、岸、三嶋の協力を得て頽勢挽回に向つた。

- 1) 北海道「北海道農地改革史」上巻1954年231頁
- 2) 信夫清三郎「近代日本産業史序説」1946年281～289頁参照。
- 3) 北海道庁編「農場開設方法準則」―「北海道農地改革史」上巻231頁所引。
- 4) 同上
- 5) これに関連して、蜂須賀農場についての旗手勲氏のすぐれた研究に負うところが多い。
- 6) 農業発達史調査会 前掲書 589頁所引

8 会社としての北越殖民社

創業に當つて出資を申出た人々は、規約も定款もなく、単に大橋等の人格を信じてこの企劃に参加したのであつて、近代的な意味の会社形態を採つてはいなかつた。北越殖民社の経営は、長岡銀行と「国有未開地処分法」とに支えられて来たのである。

1897年(明30)3月の国有未開地処分法による成墾地の無償払下は、殖民社の發展史上劃期的な事柄であつたが、これによつて殖民社の土地所有権が法定化するとともに、小作人との契約に基く所有権分割の問題が起つた。さらに其の後、一部の土地の炭鉱会社への売却問題に際し、1899年(明32)施行の商法に依つて「合資

会社」組織の体裁をとることが必要となつた。そこで新たに定款を作り、設立登記を行つた。

合資会社北越殖民社定款

第1条 本会社ハ新潟県ヲ主トシ諸府県ノ農民ヲ北海道ニ移シ土地ノ開墾植樹ヲ為シ農林業ヲ営ムヲ以テ目的トス

第2条、第3条 略

第4条 本会社ノ存立時期ハ明治32年(1899)10月25日より明治46年(1913)12月31日迄トス

第5条 本会々社員ハ13名ニシテ 其氏名住所並ニ出資格左ノ如シ

一金1万円也

本籍 新潟県北魚沼郡下条村大字並柳42番戸

寄留 北海道札幌郡江別村字野幌100番地

関矢 孫左衛門

一金1万円也

本籍 新潟県南蒲原郡三条町大字一ノ町73番戸

寄留 北海道石狩国札幌区北1条西14丁目1番地

笠原文平

一金6千6百円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字長岡表四ノ町436

岸 宇吉

一金3千円也

本籍 新潟県南蒲原郡新潟村下島

大橋 敬作

一金4千円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字長岡表三ノ町93

山口 万吉

一金3千円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字長岡表三ノ町93

渡辺 清松

一金2千円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字坂ノ上

三島 徳蔵

一金2千円也

本籍 新潟県三島郡才津村大字福田 1 番地

遠 藤 六太郎

一金 2 千円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字長岡表四ノ町 799

小 川 清 松

一金 3 千 2 百円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字長岡三ノ町 781 番地

小 松 喜 平

一金 2 千円也

本籍 新潟県長岡町大字長岡表一ノ町 400 番地

山 崎 又 七

一金 2 千円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字千手町 665 番地

長 部 松三郎

一金 2 百円也

本籍 新潟県古志郡長岡町大字西神田 1783 番地

高 野 タ マ

第 6 条 本会社ハ社員 13 名ノ組合トシ有限責任北越殖民社ノ財産悉皆ヲ継承シ社員ノ出資ハ該財産ニ関スル各自ノ特分ヲ以テス

第 7 条 本会社ノ無限責任社員ハ関矢孫左衛門、笠原文平 2 名トス。

第 8 条 各社員持分ノ割合ハ其出資ノ価格ニ応ズ

第 9 条 社員持分ハ総社員ノ承諾アルニアラサレハ譲渡スルコトヲ得ス

第 10 条 社員ハ総社員ノ承諾ナクシテ猥リニ退社スルコトヲ得ス

第 11 条 本会社ノ業務執行者ヲ社長取締ト称シ、無限責任社員ヲ以テ之ニ充ツ、外ニ監査役 1 名ヲ置ク

第 12 条 社長取締ハ社員総員ノ決議ヲ経ルニアラサレハ会社所有ノ不動産ヲ売買譲与シヌハ之ニ対シ質権若クハ抵当権ヲ設定スルコトヲ得ス

第 13 条 社長取締ハ有酬トシ社員総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第 14 条 社員総会ハ毎事業年度ノ初ニ及ビ臨時ノ必要アル毎ニ社長又ハ 3 名以上ニシテ其出資額合計総出資価格ノ 4 分ノ 1 以上ニ当ル社員之ヲ招集ス。

第 15 条、第 16 条 略

第 17 条 社員ノ議決権ハ 1 人 1 個トシテ出資価格 1 千円毎ニ 1 個ヲ加フ。

第 18 条、第 19 条 略

第 20 条 本定款ハ特別ノ規定ナキ事項ニハ總テ商法ノ規定ヲ準用ス

本定款ノ真正ナルコトヲ認メ各社員左ニ署名捺印ス

明治 32 年 10 月 25 日

関矢孫左衛門外 12 名連署捺印

かくて、土地会社としての近代的な体裁を整えると共に、資本主義的合理性追求への道を踏み出した。さらに 1907 年、株式会社として再編するに及び、その方向の一層の伸展が企てられた。

1892 年、はじめて小作料を徴集して以来の、総収入に対する小作料収入の割合は次表の如くなっている。

この表の中からそれは、初年度を除いては何れも 64 % 以上、大体に於て 90 % 前後の高率を示していることがわかる。また、総支出は常に小作料収入のみを以て賄われてきたことも注目しなければならない。

総収入に対する小作料収入の割合を前述の赤心社についてみると、1896 年から 1908 年までの 20 年間は 20 % 前後、それに続く 8 年間は 25 % 前後、1917 年以後漸く 40 % から 50 % 台を記録するに止まっている。赤心社の場合は商店部、醸造部、山林宅地収入等によつてカバーされていたけれども、小作料収入によつて総支出を賄つたのは僅か数年を数えるにすぎない。

今、1906 年末現在に到るまでの北越殖民社収支対照表を作つてみると、次のごとくなっている。すなわち、この時期を迎えるまでに、北越殖民社は尚 1 万円に近い赤字を残していたのである。

この頃、日清、日露の両戦争を通じて各産業部門、各企業体制は、急速な整備と発展を遂げ、

	総 収 入 (A)	総 支 出	純 収 入	小 作 料 収 入 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$ %
1892年	326.220	—	—	73.338	22.4
93	695.714	—	—	446.022	64.1
94	590.241	—	—	429.499	72.7
95	931.414	—	—	783.153	84.1
96	1,329.893	—	—	1,155.166	86.8
97	1,708.592	—	—	1,639.297	95.3
98	1,964.027	—	—	1,650.445	84.0
99	—	—	—	2,843.326	—
1900	6,251.663	—	—	6,250.930	95.8
1	4,240.325	—	—	3,626.211	85.5
2	4,965.720	—	—	4,611.720	92.8
3	—	—	—	5,854.511	—
4	3,376.497	—	—	2,815.853	83.4
5	—	—	—	6,357.712	—
6	—	—	—	8,550.891	—
7	10,001.241	6,496.234	3,505.012	8,682.925	86.8
8	9,679.707	4,627.673	5,052.034	8,927.057	92.2
9	9,614.107	4,562.713	5,051.364	9,083.514	94.4
10	10,013.571	7,365.256	2,648.315	9,336.894	93.2
11	8,031.580	4,963.021	3,646.800	6,963.910	86.8
12	12,230.280	5,070.611	7,154.669	11,713.050	95.7
13	10,920.160	5,963.668	4,956.492	10,601.650	97.1
14	13,541.720	5,320.598	8,221.122	13,257.640	97.8
15	13,806.610	6,660.940	7,145.670	13,361.560	96.7
16	14,824.850	8,122.205	6,202.645	13,884.800	96.8
17	16,616.310	10,654.550	5,961.760	14,757.390	88.8
18	16,218.410	9,181.800	7,036.610	15,205.140	93.7
19	25,801.480	13,741.510	12,059.970	25,669.750	97.1
20	22,104.890	15,296.300	6,808.590	20,500.400	92.7
21	28,930.560	15,877.560	13,053.000	27,825.560	96.1

項 目	借 方	項 目	貸 方
資 本 金	41,000.000	事 業 費	54,699.305
道庁入金	7,700.000	経 費	34,961.718
借 入 金	25,571.431	元 利	27,609.318
小 作 料	46,470.933	返 済	3,985.926
雑 収 入	5,733.133	租 税	14,789.476
計	126,475.497	年 賦 金	136,015.743
		計	

差 引 9,540 円 246

日本の資本主義はその帝国主義への発展を間
かに夢みるまでに伸びていた。もちろん越後の
地主資本も、こうした動きに無関心ではいられ
なかつた。北越殖民社社員の顔触れも、創業当

時にくらべるとその幾人かが次の代に受け継が
れていたし、又若干は全くの入れ替えがあつ
た。それとともに、創業当時を持っていた父祖
の遺志も漸く忘れかけて、資本活用の合理性を
追求するようになっていた。

- 1) 北越殖民社、累年営業報告、同小作料徴
収簿により作成。
- 2) 富田四郎「会社組織による北海道開拓の
研究」(北大農学部卒業論文)より作成。
本稿は日高の赤心社に關するものであり、
1954年に赤心社から印刷出版された。
- 3) 北越殖民社、累年営業報告により作成。
〈続〉

川崎書店新社近刊 予告

フリートリッヒ・エーレボー原著 帯広畜産大学教授 工藤 元 訳

農 業 經 営 学 汎 論

本 邦 初 訳

— 農 業 者 ・ 政 治 家 ・ 官 吏 ・ 学 生 の た め の 教 科 書 —

上 ・ 下 巻

・ 予約募集中 ・

上 ・ 下 巻

A5 版・250 頁

上 製 本

美麗ケース入

予 価 350 円

上・下 700 円

送料当方負担

本書は、世界の農業経営界に重要な地位をしめる フリートリッヒ・エー
レボーの著「農業経営学汎論」の全訳であり、農業経営学界に近代的発展
の転機をもたらした エーレボーの偉大な業績こそは、正に本書によつてそ
の全貌を遺憾なく見る事が出来るであろう。本書を読まずして 農業経営
及び農業経営学を論ずることは不可能である。

本書は、元来学術論文ではなく、むしろ實際家向の参考書であり、学問の
ための学問でなく、實際は農業の経営した経験の上に立つ世界的な学問であ
り、その平易な文章と共に世界各国で出版され、日本において、これほどま
でに、出版をまたれた農業書はない。

農業経営研究 定価100円 送料20円 昭和31年7月15日印刷 昭和31年7月20日発行
監修 矢島 武 編集兼発行人 桃野作次郎 製作 川崎 奎 印刷者 三田徳光
刊行発売元 川崎書店新社 札幌市北三条西一丁目 T ㊤ 4724 番 振替小樽 12677 番
2月・5月・8月・11月 年4回刊行 定価100円 送料20円 4冊分前納 400円〈送料当方負担〉